

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

条 例

- 福島県税条例の一部を改正する条例
- 福島県行政手続条例の一部を改正する条例
- 福島県職員定数条例等の一部を改正する条例
- 福島県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例
- 福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 福島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 東日本大震災・原子力災害伝承館条例の一部を改正する条例
- 福島県国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 福島県保健師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 福島県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 福島県周産期医療等医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 福島県獣医学学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 福島県薬剤師法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- 福島県いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例
- 福島県企業立地資金貸付基金条例を廃止する条例
- 福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例
- 福島県大町起業支援館条例を廃止する条例
- 福島県農業総合センター条例の一部を改正する条例
- 福島県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 福島県土地改良施設条例の一部を改正する条例
- 福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

八 八 七 七 七 七 七 六 六 六 五 四 四 三 三 三 三 三 二 二

条 例

- 福島空港条例の一部を改正する条例
- 福島県都市公園条例の一部を改正する条例
- 福島県営住宅等条例の一部を改正する条例
- 福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金貸与条例
- 福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 福島県立高等学校条例の一部を改正する条例
- 福島県いじめ問題対策委員会条例の一部を改正する条例
- 福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例
- 福島県税条例の一部を改正する条例、福島県行政手続条例の一部を改正する条例、福島県職員定数条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例、福島県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例、福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例、福島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例、東日本大震災・原子力災害伝承館条例の一部を改正する条例、福島県国民健康保険条例の一部を改正する条例、福島県保健師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例、福島県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例、福島県周産期医療等医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例、福島県獣医学学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例、福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例、福島県企業立地資金貸付基金条例を廃止する条例、福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例、福島県大町起業支援館条例を廃止する条例、福島県農業総合センター条例の一部を改正する条例、福島県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例、福島県土地改良施設条例の一部を改正する条例、福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、福島県営住宅等条例の一部を改正する条例、福島県都市公園条例の一部を改正する条例、福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例、福島県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金貸与条例、福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、福島県立高等学校条例の一部を改正する条例、福島県いじめ問題対策委員会条例の一部を改正する条例及び福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

七 六 六 六 四 四 三 三 三 三

福島県条例第二号

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県条例の一部を改正する条例

福島県条例(昭和二十五年福島県条例第五十号)の一部を次のように改正する。
 第十六条を次のように改める。

(公示送達)

第十六条 法第二十条の二第二項の規定による公示送達は、同条第二項に規定する公示事項(以下この条において「公示事項」という。)を地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。)を第一条の八第一項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を課税地を所管する地方振興局の掲示場に掲示し、又は公示事項を課税地を所管する地方振興局に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。

第十七条中「地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第二十三条第五項中「第六十九条第一項第十二号」を「第七十一条の十八第一項第十二号」に改める。

第三十八条の十七中「第七十一条の十四第六項」を「第七十一条の十四第七項」に改める。

第三十八条の十八第一項第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第三十八条の二十五中「第七十一条の三十五第七項」を「第七十一条の三十五第八項」に改める。

第三十八条の三十一中「第七十一条の五十五第七項」を「第七十一条の五十五第八項」に改める。

第三十九条第一項第三号中「電気事業法」の下に「(昭和三十九年法律第七十号)」を加える。

第三十九条の六第二項中「第二十一条の七」を「第二十一条の八」に改める。

第三十九条の三十四第一項中「(平成十九年法律第五十三号)」を削る。

第四十一条の十七中「第七十四条の二十三第六項」を「第七十四条の二十三第七項」に改める。

第四十二条の十四中「第九十条第六項」を「第九十条第七項」に改める。

第五十八条の十九中「第四百四十四條の四十七第六項」を「第四百四十四條の四十七第七項」に改める。

第七十一条の四中「第七十一条第六項」を「第七十一条第七項」に改める。

第七十一条の十八第五項中「身体障害者福祉法」の下に「(昭和二十四年法律第二百八十三号)」を加える。

附則第八條第四項中「下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四百十五号)第二条第四項」を「受託中小企業振興法(昭和四十五年法律第四百十五号)第二条第五項」に、「下請事業者」を「中小受託事業者」に改め、同条第六項中「第六条第十一項に規定す

る船員派遣をいう。)をした法人」を「第六条第十三項に規定する船員派遣をいう。以下この項において同じ。)をした法人」に改め、「(船員職業安定法第六条第十一項に規定する船員派遣をいう。以下この項において同じ。)」を削り、「第六条第十二項」を「第六条第十四項」に改める。

附則第九條第四項中「文化財保護法」の下に「(昭和二十五年法律第二百四十四号)」を加え、同条第五項中「沖繩振興開発金融公庫法」の下に「(昭和四十七年法律第三十一号)」を加え、同条第九項中「都市再生特別措置法」の下に「(平成十四年法律第二十二号)」を加える。

附則第九條の四第二項中「宅地建物取引業法」の下に「(昭和二十七年法律第七十六号)」を加える。

附則第十條の二の九第一項第二号中「第十條の二の二第一項」を「第十條の二の二第三項」に、「同条第二項」を「同条第四項」に改め、同項第三号中「第十條の二の二第三項」を「第十條の二の二第五項」に、「施行令附則第十條の二の二第四項」を「同条第六項」に改め、同項第四号中「第十條の二の二第五項」を「第十條の二の二第七項」に、「同条第五項」を「同条第八項」に改め、同項第五号中「第十條の二の二第七項」を「第十條の二の二第九項」に改め、同条第五項中「第十條の二の二第十一項」を「第十條の二の二第十三項」に改める。

附則第十三條第一項中「第九條第六項」を「第九條第七項」に改める。

附則第十三條の二第一項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

附則第二十條中「第十八條の六第二項」を「第十八條の六第三項」に改める。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十六条及び第十七条の改正規定は、地方税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第一号)附則第一条第十二号に掲げる日から施行する。

附則
 (税 務 課)

福島県条例第三号

福島県行政手続条例の一部を改正する条例

福島県行政手続条例(平成七年福島県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、公示の方法によつて行うことができる。

第十五條に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧できる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置

く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第十六条第一項中「第三項」を「第四項」に改める。

第二十二條第三項中「第三項」の下に「及び第四項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に、「と」、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」を「と、同項中「とき」に、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」を「とき」に、「掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

第二十九條中「第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「第二十八條」と、「同項」を「第二十八條」と、同條第四項中「第一項」に、「同條第三号」を「第二十八條第三号」に、「同條第三項後段」を「同條第四項後段」に、「第十五條第三項後段」を「第十五條第四項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の福島県行政手続条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第十五條第三項及び第四項(これらの規定を改正後の条例又は他の条例において準用する場合を含む。)の規定は、改正後の条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(行政経営課)

福島県条例第四号

福島県職員定数条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

福島県職員定数条例等の一部を改正する条例(平成二十四年福島県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行政経営課)

福島県条例第五号

福島県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

福島県公益認定等審議会条例(平成二十年福島県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「公益法人」の下に「若しくは公益信託」を加える。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(私学・法人課)

福島県条例第六号

福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

福島県行政財産使用料条例(昭和三十九年福島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二土地の項中「260円」を「310円」、「530円」を「630円」、「1,080円」を「1,120円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

(財産管理課)

福島県条例第七号

福島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

福島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十五年福島県条例第九十四号)の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(添付書面等の省略)

第七条 県の機関は、申請等をする者に係る規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を省略させることができる。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(デジタル変革課)

福島県条例第八号

東日本大震災・原子力災害伝承館条例の一部を改正する条例

東日本大震災・原子力災害伝承館条例(令和元年福島県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「寄与するため」の下に「、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館として」を加える。

第三条の次に次の一条を加える。

(所管)

第三条の二 知事は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の規定により、伝承館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（生涯学習課）

福島県条例第九号

福島県国民健康保険条例の一部を改正する条例

福島県国民健康保険条例（平成二十九年福島県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令」を「国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令」に改める。

第二十七条を第三十一条とし、第二十六条の次に次の四条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）

第二十七条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するために配慮する必要があると知事が認めるときはこの限りではない。

一 県に係る算定政令第十一条の二第三項第一号に掲げる額

二 算定政令第十一条の二第三項第二号に掲げる額

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第二十八条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第十一条の二第四項第一号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第二十九条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第十一条の二第五項第二号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数）

第三十条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の範囲内において知事が定める数とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定については、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（国民健康保険課）

福島県条例第十号

福島県保健師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県保健師等修学資金貸与条例（昭和三十七年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

題名中「保健師等」を「看護師等」に改める。

第一条中「保健師等」を「看護師等」に改める。

第二条各号列記以外の部分中「保健師等」を「看護師等」に改め、同条第四号を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、次に掲げる資金の貸与を受けた者であつてその返還の債務の履行を終えていないものとの間で同項の契約を結ぶことはできない。

一 福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金貸与条例（令和八年福島県条例第二十九号）第二条に規定する修学資金

二 前号に掲げるもののほか、同種の修学のための資金

第五条に次の一項を加える。

2 前項の連帯保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して修学資金の返還の債務を負担するものとする。

第七条第一号中「保健師等」を「看護師等」に、「従事し、その後引き続き別表の施設において五年間当該業務に従事した」を「従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間（前条第二項の規定により修学資金の貸与が行われなかつた期間を除く。以下同じ。）の二分の三に相当する期間（この期間が三年に満たない場合にあつては、三年）に達した」に改め、同条第二号中「保健師等」を「看護師等」に改める。

第八条各号列記以外の部分中「債務」の下に「（履行期が到来していないものに限る。）」を加え、同条第一号中「保健師等」を「看護師等」に改める。

第九条各号列記以外の部分中「ところ」を「方法」に改め、同条第三号及び第四号中「保健師等」を「看護師等」に改める。

第十条第一号及び附則第四項中「保健師等」を「看護師等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の福島県看護師等修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日前に福島県保健師等修学資金貸与条例第二条に規定する修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けていない者で同日以後に新たに修学資金の貸与を受けるものについて適用し、同日前に修学資金の貸与を受けていた者については、なお従前の例による。

（福島県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

3 福島県住民基本台帳法施行条例（平成十四年福島県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

別表八の項中「保健師等」を「看護師等」に改める。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県条例第十一号

福島県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県理学療法士等修学資金貸与条例(平成六年福島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「又は臨床検査技師」を、「臨床検査技師又は言語聴覚士」に改める。

第二条第一号ア中「又は臨床検査技師等に関する法律」を、「臨床検査技師等に関する法律」に改め、「第十五条第一号」の下に「又は言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)第三十三条第一号」を加え、同号イ中「又は臨床検査技師等に関する法律」を、「臨床検査技師等に関する法律」に改め、「臨床検査技師養成所」の下に「又は言語聴覚士法第三十三条第一号の規定に基づき都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所」を加え、同号に次のように加える。

ウ 臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)第十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目又は言語聴覚士法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目を修めることができる大

学
第七条第一号中「となり」を「の免許を取得し」に、「理学療法士等となった」を「免許取得」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県条例第十二号

福島県周産期医療等医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県周産期医療等医師確保修学資金貸与条例(平成二十七年福島県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び将来」を、「将来」に改め、「総合診療科の医師として勤務しようとするもの」の下に「及び将来県内の救急医療を提供する医療機関に救急科又は麻酔科の医師として勤務しようとするもの」を加える。

第二条中「のうち、福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例(平成十六年福島県条例第五十九号)第二条第一項に規定するへき地医療等医師確保修学資金(以下「へき地医療等修学資金」という。)、福島県緊急医師確保修学資金貸与条例(平成十九年福島県条例第七十一号)第二条に規定する福島県緊急医師確保修学資金(以下「緊急修学資金」という。))又は福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例(平成二十二年福島県条例第十七号)第三条に規定する地域医療医師確保修学資金(以下「地域医療修学資金」という。))のいずれかの修学資金の貸与を受けているもの」を削り、「又は総合診療科」を、「総合診療科、救急科又は麻酔科」に改める。
第三条第一項を次のように改める。

周産期医療等修学資金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学(同法第九十七条に規定する大学院及び公立大学法人福島県立医科大学が設置する福島県立医科大学を除く。)の医学を履修する課程に在学する者 月額十一万五千元

二 公立大学法人福島県立医科大学が設置する福島県立医科大学の医学部に在学する者 月額二十万円

第四条(見出しを含む。)中「保証人」を「連帯保証人」に改める。

第五条第一項第一号中「へき地医療等修学資金」を「福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例(平成十六年福島県条例第五十九号)第二条第一項に規定するへき地医療等医師確保修学資金(以下「へき地医療等修学資金」という。))」に改め、同項第五号中「又は総合診療科」を、「総合診療科、救急科又は麻酔科」に改め、同項第六号中「緊急修学資金又は地域医療修学資金」を「福島県緊急医師確保修学資金貸与条例(平成十九年福島県条例第七十一号)第二条に規定する福島県緊急医師確保修学資金(以下「緊急修学資金」という。))又は福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例(平成二十二年福島県条例第十七号)第三条に規定する地域医療医師確保修学資金(以下「地域医療修学資金」という。))」(以下「へき地医療等修学資金等」という。))」に改める。

第六条第一項中「若しくは総合診療科」を、「総合診療科、救急科又は麻酔科」に、「又は総合診療科」を、「総合診療科、救急科又は麻酔科」に、「へき地医療等修学資金、緊急修学資金又は地域医療修学資金の貸与を受けた期間(へき地医療等修学資金、緊急修学資金又は地域医療修学資金の貸与を受けなかった期間を除くものとし、かつ、」を「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間(」に改め、同条第一項に次の各号を加える。

一 へき地医療等修学資金等の貸与を周産期医療等修学資金の貸与決定時既を受けている場合 当該へき地医療等修学資金等の貸与を受けた期間(当該へき地医療等修学資金等の貸与を受けなかった期間を除く。)

二 へき地医療等修学資金等の貸与を受けていない場合 周産期医療等修学資金の貸与を受けた期間(前条第二項の規定により修学資金の貸与が行われなかった期間を除く。)

第六条第三項本文中「へき地医療等修学資金、緊急修学資金又は地域医療修学資金の貸与を受けた」を「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項ただし書中「へき地医療等修学資金、緊急修学資金又は地域医療修学資金」を「当該」に改め、同項に次の各号を加える。

一 へき地医療等修学資金等の貸与を周産期医療等修学資金の貸与決定時既を受けている場合 当該へき地医療等修学資金等の貸与を受けた期間

二 へき地医療等修学資金等の貸与を受けていない場合 周産期医療等修学資金の貸与を受けた期間

第七条第一項第五号中「又は総合診療科」を、「総合診療科、救急科又は麻酔科」に改め、同項第六号中「へき地医療等修学資金の被貸与者、緊急修学資金の被貸与者又は

地域医療修学資金の被貸与者が」を削る。

第八条第一号中「返還債務の額に県内臨床研修等従事期間をへき地医療等修学資金、緊急修学資金又は地域医療修学資金の貸与を受けた期間（へき地医療等修学資金、緊急修学資金又は地域医療修学資金の貸与が行われなかった期間を除くものとし、かつ、当該貸与を受けた）」を「次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める期間（当該）」に改め、同号に次のように加える。

- ア へき地医療等修学資金等の貸与を周産期医療等修学資金の貸与決定時既に受けている場合、当該へき地医療等修学資金等の貸与を受けた期間
- イ へき地医療等修学資金等の貸与を受けていない場合、周産期医療等修学資金の貸与を受けた期間

附 則

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県周産期医療等医師確保修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に福島県周産期医療等医師確保修学資金貸与条例第二条に規定する周産期医療等医師確保修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受ける者について適用し、施行日前に修学資金の貸与を受けた者については、なお従前の例による。

（地域医療課医療人材対策室）

福島県条例第十三号

福島県獣医学修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県獣医学修学資金貸与条例（平成五年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「公衆衛生に関する業務を行う」を削る。
- 第二条中「公衆衛生関係」及び「（保健所、食肉衛生検査所その他の公衆衛生に関する業務を行う機関をいう。以下同じ。）」を削る。
- 第四条（見出しを含む。）中「保証人」を「連帯保証人」に改める。
- 第六条各号列記以外の部分及び同条第一号、第七条第一号、第八条第二号並びに第九条第一号中「公衆衛生関係」を削る。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（食品生活衛生課）

福島県条例第十四号

福島県薬剤師法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県薬剤師法に係る事務処理の特例に関する条例（平成十一年福島県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

- 第三号中「第六条、第八条第一項及び」を「第六条第一項及び第二項本文、第八条第一項並びに」に改める。

第四号中「及び第十条」を「並びに第十条第一項、第二項及び第三項本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（薬 務 課）

福島県条例第十五号

福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成十二年福島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

- 第一条第一項の表第二十号中「政令第三条ただし書の薬局製造販売医薬品」を「法第二条第十七項第三号及び法第三十六条の十一第一項第一号に規定する医薬品」に改め、同表第四十七号及び第四十八号中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に改め、同表第四十九号及び第五十号中「第十四条第七項」を「第十四条第六項」に改め、同表第七項を「同条第十三項」に改め、同表第五十一号、第五十二号及び第六十四号中「第十四条第七項」を「第十四条第六項」に改める。

附 則

この条例は、令和八年五月一日から施行する。

（薬 務 課）

福島県条例第十六号

福島県いじめ問題調査委員会条例の一部を改正する条例

福島県いじめ問題調査委員会条例（平成二十六年福島県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

- 第六条の見出しを「（委員会の会議）」に改める。
- 第十条を第十四条とする。
- 第九条中「委員会」の下に「及び部会」を加え、同条を第十三条とする。
- 第八条中「及び臨時委員」を「、臨時委員及び部会委員」に改め、同条を第十二条とする。
- 第七条中「委員会」の下に「及び部会」を加え、同条を第十一条とし、第六条の次に次の四条を加える。

（調査部会の設置）

第七条 委員会は、第二条に規定する調査を行うため、委員会の定めるところにより、調査部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

（調査部会の組織）

第八条 部会に属すべき委員（以下「部会委員」という。）は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員と部会委員はこれを兼務することを妨げない。
- 3 部会に部会長を置き、部会委員の互選により定める。

- 4 部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会委員が、その職務を代理する。

(調査部会の会議)

第九条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会の会議の議長となる。

3 部会の会議は、部会委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 部会の議事は、出席した部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(調査部会の議決)

第十条 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(児童家庭課)

福島県条例第十七号

福島県企業立地資金貸付基金条例を廃止する条例

福島県企業立地資金貸付基金条例(昭和五十七年福島県条例第六十三号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(企業立地課)

福島県条例第十八号

福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例

福島県ハイテクプラザ条例(平成四年福島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「一七、七〇〇円」を「三二、五五〇円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 改正後の別表第三の規定は、この条例の施行の日以後の期間に係る手数料の額について適用し、同日前の期間に係る手数料の額については、なお従前の例による。

(産業振興課)

福島県条例第十九号

福島県大町起業支援館条例を廃止する条例

福島県大町起業支援館条例(平成十六年福島県条例第七十五号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(産業振興課)

福島県条例第二十号

福島県農業総合センター条例の一部を改正する条例

福島県農業総合センター条例(平成十八年福島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表多目的ホールの部半日の項中「七、八五〇円」を「九、一〇〇円」に、「一五、七五〇円」を「一八、二〇〇円」に改め、同部全日の項中「一五、七五〇円」を「一八、二〇〇円」に、「三一、五〇〇円」を「三六、四〇〇円」に改め、同表大会議室の部半日の項中「三、九〇〇円」を「五、〇五〇円」に、「七、八五〇円」を「一〇、一〇〇円」に改め、同部全日の項中「七、八五〇円」を「一〇、一〇〇円」に、「一五、七〇〇円」を「二〇、二〇〇円」に改め、別表第一の三の表冷暖房設備の部多目的ホールの項中「五、二五〇円」を「七、二〇〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一四、四〇〇円」に改め、同部大会議室の項中「二、〇五〇円」を「三、六〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「七、二〇〇円」に改め、同表映像設備の部多目的ホールの項中「一、〇五〇円」を「二、〇〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「四、〇〇〇円」に改める。

別表第二の一の表備考以外の部分に次のように加える。

スマート農業トレーニングフィールド	半日	六、五〇〇円
	全日	一三、〇〇〇円

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(産業振興課)

福島県条例第二十一号

福島県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

福島県国営土地改良事業負担金徴収条例(昭和三十三年福島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第五条中「国営会津宮川土地改良事業、国営矢吹土地改良事業、国営母畑土地改良事業」及び「国営会津宮川(二期)土地改良事業」を削る。

附則中第三項を削り、第四項の表を次のように改める。

一 国営隈戸川土地改良事業	百分の四十九
二 国営郡山東部土地改良事業(農用地造成事業に)	十二分の五

改正する。
別表中備考以外の部分を次のように改める。
別表(第二条関係)

器 地下に設ける変圧	器 路上に設ける変圧	地下に設ける電線 その他の線類	共架電線その他上 空に設ける線類	その他の柱類	第三種電話柱	第二種電話柱	第一種電話柱	第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱	一 法第三 十二条第 一項第一 号に掲げ る工作物			占 用 物 件	
											年 つき一 個に	年 つき一 本に	単位	所 在 地	料
三六〇	五九〇	四	六	六〇	一、三〇〇	九六〇	六〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	六七〇	甲 地 (第二級地)				
三二〇	五〇〇	三	五	五一	一、一〇〇	八二〇	五一〇	一、二〇〇	八八〇	五七〇	乙 地 (第四級地)				
二八〇	四六〇	三	五	四七	一、〇〇〇	七五〇	四七〇	一、一〇〇	八一〇	五三〇	丙 地 (第五級地)				

二 法第三 十二条第 一項第二 号に掲げ る物件				長さ一 メートル につき一 年	占用面 積一平 方メートル につき一 年	表示面 積一平 方メートル につき一 年	郵便差出箱及び信 書便差出箱	変圧塔その他これ に類するもの及び 公衆電話所	一個に つき一 年	年 つき一
外径が〇・〇七メー トル未満のもの	外径が〇・〇七メー トル以上〇・一メー トル未満のもの	外径が〇・一メー トル以上〇・一五 メートル未満のもの	外径が〇・一五メー トル以上〇・二メー トル未満のもの							
三六	二五	二五	七二	一、二〇〇	一、九〇〇	五〇〇	一、二〇〇			
三一	二二	二二	六一	一、〇〇〇	九〇〇	四三〇	一、〇〇〇			
二八	二〇	二〇	五六	九四〇	五八〇	三九〇	九四〇			

上空 占用面	柱類 示柱その他の を表示する標 は交通の状況 を道路の構造又 は交通の状況又 は交通の状況又 は交通の状況又	他の線類 導線その 設置する 象として 検知の対 置による 補助運 行定する 五号に規 定する自 動運	施設助補 置による 検知の対 象として 設置する 他の線類 導線その 他の線類	長さ一 メートル メートル メートル メートル メートル メートル メートル メートル	以上の一メートル 以上のもの	外徑が一メートル 以上のもの	外徑が〇・七メー トル以上一メー トル未満のもの	外徑が〇・四メー トル以上〇・七メー トル未満のもの	外徑が〇・三メー トル以上〇・四メー トル未満のもの	外徑が〇・二メー トル以上〇・三メー トル未満のもの
九六〇	一本に つき一 年	四	その 他の もの	四	七二〇	三六〇	二五〇	一四〇	一一〇	
八二〇		三	その 他の もの	三	六一〇	三二〇	二二〇	一二〇	九二	
七五〇		三	その 他の もの	三	五六〇	二八〇	二〇〇	一一〇	八五	

六 法第三 十二條第 祭礼、縁日その他	地下に設ける通路 上空に設ける通路 その他のもの	地下街及 び地下室 の階数が 二のもの の階数が 三以上の もの	五 法第三 十二條第 一項第五 号に掲げ る施設 の階数が 一のもの の階数が 二のもの の階数が 三以上の もの	四 法第三十二條第一項第四号 に掲げる施設 の階数が 一のもの の階数が 二のもの の階数が 三以上の もの	積一平 方メートル につき一 年	積一平 方メートル につき一 年	積一平 方メートル につき一 年	積一平 方メートル につき一 年	積一平 方メートル につき一 年
九四〇	一、二〇〇	五七〇	九五〇	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	九四〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	九四〇	六〇〇
一八〇	一、〇〇〇	二七〇	四五〇	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	九四〇	一、〇〇〇	三二〇	二八〇	五一〇
二九〇	九四〇	一八〇	二九〇	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	九四〇	一、〇〇〇	三二〇	二八〇	四七〇

七 政令第七号に掲げる物件	一項第六号に掲げる施設		その他のもの	一時的に設けるもの
	旗ざお	標識		
看板（アーチであるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他	一時的に設けるもの	その他
占用面積（平方メートル）	表示面積（平方メートル）	表示面積（平方メートル）	表示面積（平方メートル）	表示面積（平方メートル）
一九	九六〇	一、九〇〇	一九〇	一九
九	八二〇	九〇〇	九〇	九
六	七五〇	五八〇	五八	六

九 政令第七号に掲げる施設	八 政令第七号第二号に掲げる工作物		アーチ	幕（政令第七号第四号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	その他	その他
	占用面積（平方メートル）	表示面積（平方メートル）				
占用面積（平方メートル）	表示面積（平方メートル）	表示面積（平方メートル）	表示面積（平方メートル）	表示面積（平方メートル）	表示面積（平方メートル）	表示面積（平方メートル）
Aに〇・〇三四を乗じて得た額	一、二〇〇	九五〇	一、九〇〇	一九〇	一九	一九〇
	一、〇〇〇	四五〇	九〇〇	九〇	九	九〇
	九四〇	二九〇	五八〇	五八	六	五八

<p>十八 政令第七条第十四号及び第十五号に掲げる施設</p>	<p>その他のもの</p>	<p>占上面積一平方メートルにつき一年 Aに〇・〇三四を乗じて得た額</p>
---------------------------------	---------------	--

別表備考2(2)中「中島村」を削り、「富岡町」の下に「大熊町」を加え、同表備考2(3)中「会津美里町」の下に「中島村」を加え、「大熊町」を削る。

附 則

- この条例は、令和八年四月一日から施行する。
- 改正後の福島県道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

(道路計画課)

福島県条例第二十四号

福島空港条例の一部を改正する条例

福島空港条例(平成四年福島県条例第一百一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二の項中「五十一円」を「六十一円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(港湾課空港施設室)

福島県条例第二十五号

福島県都市公園条例の一部を改正する条例

福島県都市公園条例(昭和五十四年福島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二の表電柱、電話柱、支柱、支線の項中「五七〇円」を「六七〇円」に改め、同表共架電線その他上空に設ける線類の項中「五円」を「六円」に改め、同表地下に設ける電線その他の線類の項中「三元」を「四円」に改め、同表変圧塔の項及び送電塔の項中「一、〇〇〇円」を「一、二〇〇円」に改め、同表水道管、下水道管、ガスパ管その他これらに類するものの項中「一二〇円」を「一四〇円」に、「三〇〇円」を「三六〇円」に、「六一〇円」を「七二〇円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「四二〇円」を「五〇〇円」に改め、同表公衆電話所の項中「一、〇〇〇円」を「一、二〇〇円」に改め、同表標識の項中「八一〇円」を「九六〇円」に改め、同表工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設の項及び土石、竹木、瓦その他の工事用材

料の置場の項中「一八〇円」を「一九〇円」に改める。

附 則

- この条例は、令和八年四月一日から施行する。
- この条例の施行の際現に改正前の福島県都市公園条例第九条第一項の規定により納入すべきであった使用料については、なお従前の例による。

(まちづくり推進課)

福島県条例第二十六号

福島県営住宅等条例の一部を改正する条例

福島県営住宅等条例(昭和三十五年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の二号を加える。

六 福島県又は第六十二条に規定する指定管理者のウェブサイトへの掲載

七 関係する市町村の協力を得て行う当該関係市町村の広報誌への掲載

第五条第一項第一号イ中「六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満」を「及び同居者のいずれもが六十歳以上」に改め、同号ウ中「小学校又は義務教育学校就学の始期に達するまでの」を「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改める。

第七条第二項に次のただし書を加える。

ただし、住宅困窮の度合いを定め難いと知事が認める場合は、異なる当選率は付さず、公開抽選の方法によることができる。

第七条第四項中、「十八歳未満の親族を三人以上扶養する者」を削り、「小学校若しくは義務教育学校就学の始期に達するまでの」を「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に、「もの」を「ものが申込者本人又は同居予定者にある場合」に改める。

第三十八条第一項に次の二号を加える。

六 福島県又は第六十二条に規定する指定管理者のウェブサイトへの掲載

七 関係する市町村の協力を得て行う当該関係市町村の広報誌への掲載

第四十七条第二号イ中「入居者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満の者である場合」を「入居者及び同居者のいずれもが六十歳以上の者である場合」に改め、同号ウ中「小学校又は義務教育学校就学の始期に達するまでの者」を「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者」に改める。

別表第一の一の表福島県営金坂団地の項を削る。

別表第二中「第三条の二関係」を「第三条の二、第五十七条関係」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(建築住宅課)

福島県条例第二十七号

福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福島県建築基準法施行条例（昭和二十六年福島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の九の表十四の項中「若しくは第十四項又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「マンション建替え法」という。）

第五十条第一項を「又は第十四項」に改め、同表二十九の項中「第一項」の下に「又はマンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下「マンション再生法」という。）

第六十三号の五十九第一項を加え、「敷地内に広い空地を有する」を削る。

第四十七条の十三第一項第十二号及び同条第二項第五号中「マンション建替え法第五十条第一項」を「マンション再生法第六十三号の五十九第一項」に改める。

附則第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（建築指導課）

福島県条例第二十八号

福島県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例

福島県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例（平成二十八年福島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号の表備考第二号及び同項第五号の表備考第二号中「第十条」を「第一条」に、同項第七号の表以外の部分中「第十一条」を「第十三条」に、同項第八号中「アからキ」を「アからカまで」に改める。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（手数料の免除）
第五条 災害により住宅が滅失し、又は破損したため、当該災害を受けた日から起算して一年以内に、住宅を建築する場合は、当該建築する住宅に係る第三条第一項第一号、第二号及び第七号並びに第八号ア、イ及びカに規定する手数料については、免除する。

ただし、当該建築する住宅が事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものである場合は、その兼ねる部分については、この限りでない。

附則に次の一項を加える。

2 附則別表の上欄に掲げる者が、次の各号のいずれかに該当する者である場合は、第五条の規定にかかわらず、それぞれ附則別表下欄に掲げる手数料については、免除する。ただし、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びその余震による被害を受けた建築物並びに原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の警戒区域に指定された区域その他

これに準ずる区域として知事が別に定める区域にある建築物（以下この項においてこれらを「被災建築物」という。）のうち第二号に規定する被災建築物の床面積（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる住宅（以下この項において「兼用住宅」という。）にあつては、当該用途に供する部分の床面積）に対する当該被災建築物に係る第二号に規定する建築物の床面積（兼用住宅にあつては、当該用途に供する部分の床面積）の割合が一・五を超える場合は、その超える部分については、この限りでない。

一 令和九年三月三十一日までに被災建築物に代わるものとしての住宅（兼用住宅を除く。）の建築又は被災建築物のうち住宅（兼用住宅を除く。）の増築又は改築をする者

二 令和九年三月三十一日までに被災建築物に代わるものとしての建築物（兼用住宅以外の住宅を除く。）の建築又は被災建築物（兼用住宅以外の住宅を除く。）の増築又は改築をする者

附則の次に次の別表を加える。

区分	手数料
一 法第十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の判定申請者	第三条第一項第一号の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める手数料
二 法第十一条第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更判定申請者	第三条第一項第二号の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める手数料
三 施行規則第十三条の規定による軽微な変更に関する申請者	第三条第一項第七号の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める手数料

附則 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（建築指導課）

福島県条例第二十九号

福島県双葉地域における中核的病院看護師修学資金貸与条例
（目的）
第一条 この条例は、看護師養成施設に在学し、又は在所している者であつて、将来双葉地域における中核的病院（以下「中核的病院」という。）において看護師の業務に

従事しようとするものに対し、その修学に必要な資金を貸与することにより、双葉地域の医療提供体制の中核を担う中核的病院の充実に資することで、もって同地域の復興に寄与することを目的とする。

(修学資金の貸与)

第二条 病院事業管理者は、次に掲げる要件を具備する者であつて、将来中核的病院において看護師の業務に従事しようとするものの申請により、その者に無利息で双葉地域における中核的病院看護師修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

一 次に掲げる学校、大学又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学し、又は在所していること。

ア 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。）

第二十一条第一号に規定する文部科学大臣の指定した大学又は法第二十一条第二号に規定する文部科学大臣の指定した学校

イ 法第二十一条第三号に規定する都道府県知事の指定した看護師養成所

二 品行が正しく、学術に優れ、身体が強健であること。

三 修学に際し、経済的援助を必要とすること。

2 前項の規定にかかわらず、病院事業管理者は、次に掲げる資金の貸与を受けた者であつてその返還の債務の履行を終えていないものとの間で同項の契約を結ぶこととはできない。

一 福島県保健師等修学資金貸与条例（昭和三十七年福島県条例第九号）第二条に規定する修学資金

二 前号に掲げるもののほか、同種の修学のための資金

(修学資金の貸与の方法)

第三条 修学資金は、貸与の契約に定められた月から、当該修学資金の貸与を受ける者が在学し、又は在所する養成施設の修学期間が終了する日の属する月までの間（正規の修学期間に限る。）、毎月、次条に定める額を貸与するものとする。ただし、病院事業管理者は、特別の事情があると認めるときは、二分分以上を併せて貸与することができる。

(修学資金の額)

第四条 貸与する修学資金の額は、月額十三万円とする。

(連帯保証人)

第五条 修学資金の貸与を受けようとする者は、企業管理規程で定めるところにより、連帯保証人を立てなければならない。

(貸与契約の解除及び貸与の休止)

第六条 病院事業管理者は、第二条の規定による契約の相手方（以下この条において「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その契約を解除するものとする。

- 一 養成施設を退学し、又は退所したとき。
- 二 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。

三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

五 死亡したとき。

六 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 病院事業管理者は、修学生が休学し、若しくは休所し、又は停学若しくは停所の処分を受けたときは、休学し、若しくは休所し、又は停学若しくは停所の処分を受けた日の属する月の翌月分から、復学し、又は復所した日の属する月の分まで、修学資金の貸与を行わないものとする。

(返還の債務の当然免除)

第七条 病院事業管理者は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還の債務の全部を免除するものとする。

- 一 養成施設を卒業した後二年以内に看護師免許（以下「免許」という。）を取得し、かつ、免許取得後直ちに中核的病院において看護師業務に従事（病院事業管理者が、企業管理規程で定めるところにより、やむを得ない事由があると認める場合は、福島県立医科大学附属病院、福島県立医科大学津医療センター附属病院又は福島県ふたば医療センター附属病院（以下「附属病院等」という。）において看護師業務に従事した場合を含む。以下この号において同じ。）し、その後引き続き中核的病院において貸与相当期間の二倍の期間当該業務に従事したとき。
- 二 養成施設を卒業した後二年以内に免許を取得し、かつ、免許取得後直ちに中核的病院又は附属病院等において看護師業務に従事し、その後引き続き中核的病院又は附属病院等において当該業務に従事中、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなつたとき。

(返還の債務の裁量免除)

第八条 病院事業管理者は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

- 一 養成施設を卒業した後二年以内に免許を取得し、その後、中核的病院又は附属病院等において相当期間看護師業務に従事したとき。
- 二 災害、疾病、死亡その他やむを得ない事由により、前条第一号の要件を満たすことができないとき。

(返還)

第九条 修学資金は、次に規定する場合には、企業管理規程で定めるところにより、第一号及び第四号の場合にあつては当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月、第二号及び第三号の場合にあつては養成施設卒業後一年を経過する日の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた期間（修学資金を貸与されなかった期間を除く。）の二倍に相当する期間（次条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に返還しなければならぬ。

- 一 第六条第一項の規定により、修学資金を貸与する旨の契約が解除されたとき。
- 二 貸与を受けた者が養成施設を卒業した後二年以内に免許を取得しなかつたとき。
- 三 貸与を受けた者が、養成施設を卒業した後二年以内に免許を取得した場合であつ

て、免許取得後直ちに中核的病院又は附属病院等において看護師業務に従事しなかつたとき。
四 貸与を受けた者が、第七条の規定による免除を受ける前に業務外の事由により死亡し、又は中核的病院若しくは附属病院等において看護師業務に従事しなくなつたとき。

(返還の債務の履行猶予)

第十条 病院事業管理者は、修学資金の貸与を受けた者が養成施設を卒業した後二年以内に免許を取得し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める期間を限度として返還の債務の履行を猶予することができる。
一 免許取得後直ちに中核的病院又は附属病院等において看護師業務に従事し、その後引き続き中核的病院又は附属病院等において当該業務に従事しているとき 当該業務に従事している期間
二 養成施設を卒業した後引き続き他の養成施設に入学し、又は入所しているとき 当該他の養成施設に在学し、又は入所している期間
三 災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難と認められるとき 当該理由が継続する期間
四 第六条第一項の規定により修学資金を貸与する旨の契約が解除された後において、引き続き当該養成施設に在学し、又は入所しているとき 当該養成施設に在学し、又は入所している期間
五 その他病院事業管理者が必要と認めるとき 病院事業管理者が必要と認める期間

第十一条 修学資金の貸与を受けた者が、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

2 前項の規定により計算した延滞利息の額が百円未満であるときは、延滞利息を徴収しないものとし、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 病院事業管理者は、貸与を受けた者が修学資金を返還すべき日までに返還しなかつたことについてやむを得ない事由があると認められるときは、第一項の延滞利息の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に關して必要な事項は、企業管理規程で定める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(病院経営課)

福島県条例第三十号

福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例(平成二十五年福島県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。
附則第三項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(教育総務課)

福島県条例第三十一号

福島県立高等学校条例の一部を改正する条例

福島県立高等学校条例(昭和三十九年福島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。
別表中 「福島県立福島西高等学校 福島市」 を「福島県立福島学芸高等学校 福島市」に改める。
別表中 「福島県立福島北高等学校 福島市」 を「福島県立福島学芸高等学校 福島市」に改める。

附 則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

(高校教育課)

福島県条例第三十二号

福島県いじめ問題対策委員会条例の一部を改正する条例

福島県いじめ問題対策委員会条例(平成二十八年福島県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項を削り、同条第一項を同条とする。
第四条の見出しを「(委員)」に改め、同条第一項中「及び臨時委員は」を「は、医療」に改め、同条第四項及び第五項を削る。
第六条の見出しを「(委員会の会議)」に改め、同条第三項中「及び議事に関係のある臨時委員」を削り、同条第四項中「及び臨時委員」を削り、同条第六項中「関係者」を「調査の対象となる事項に関係する者」に改める。
第十条を第十四条とし、第九条中「委員会」の下に「及び部会」を加え、同条を第十三条とする。

第八条中「臨時委員」を「部会委員」に改め、同条を第十二条とする。
第七条中「委員会」の下に「及び部会」を加え、同条を第十一条とする。
第六条の次に次の四条を加える。

(調査部会の設置)

第七条 委員会は、法第二十四条及び法第二十八条第一項に規定する調査を行うため、委員会の定めるところにより、調査部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

(調査部会の組織)

(調査部会の組織)

第八条 部会に属すべき委員（以下「部会委員」という。）は、医療、教育、法律、心

理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員と部会委員はこれを兼務することを妨げない。

3 部会に、部会委員の互選により、部会長を置く。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会委員のうちから部会長が

あらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

（調査部会の会議）

第九条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会の会議の議長となる。

3 部会の会議は、部会委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、

第六条第六項に規定する関係者からの意見聴取にあたっては、出席者が部会委員の過

半数に満たない場合であっても実施することを妨げない。

4 部会の議事は、出席した部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決

するところによる。

5 部会は、必要があるときは、会議に調査の対象となる事項に係る者の出席を求

めて意見を聴き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

（調査部会の議決）

第十条 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とする

ことができる。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に法第二十四条及び法第二十八条第一項の規定により着手された

調査の実施については、なお従前の例による。

（高校教育課）

福島県条例第三十三号

福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例

福島県警察職員定数条例（昭和二十九年福島県条例第四十九号）の一部を次のように

改正する。

附則第二項の表以外の部分中「令和七年三月三十一日まで」を「令和九年三月三十一

日まで」に改め、同項の表中「二五一人」を「二五一人」に、「二、〇一五人」を「二、

〇〇八人」に、「一、〇五六人」を「一、〇五三人」に、「四九四人」を「四九二人」

に、「三、九三六人」を「三、九三三人」に改める。

附則第三項の表以外の部分中「令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を

「令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に改め、同項の表中「二五一人」

を「二五〇人」に、「二、〇〇九人」を「二、九九三人」に、「二、〇五四人」を「二、

〇四五人」に、「三、九二五人」を「三、八九九人」に改める。

附則に次の一項を加える。

4 令和十年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間は、職員である警察官及び

一般職員の定数は、第二条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

警視 一一九人

警部 二五〇人

警部補及び巡査部長 一、九八七人

巡査 一、〇四〇人

一般職員 四九二人

計 三、八八八人

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（警務課）